第3回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2024年6月25日（火曜日）

午前10時(受付開始：午前9時)

開催場所

当社本社ビル　2階ホール

東京都港区芝浦二丁目5番1号

末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください

決議事項

第1号議案　剰余金処分の件

第2号議案　取締役１名選任の件

第3号議案　監査役１名選任の件

証券コード：4886

あすか製薬ホールディングス株式会社

株主の皆様へ

株主の皆様には、日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
第3回定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたり、ご挨拶申しあげます。

人間から動物まであらゆる生命と真摯に向き合う“トータルヘルスケアカンパニー”を目指して2021年4月1日に新たにスタートした私たち「あすか製薬ホールディングス」は、５カ年の中期経営計画の中間点となる当期においても、過去最高の売上高を更新するなどお陰様で順調に事業が進捗しております。

私たちは、「スペシャリティファーマを基盤とするトータルヘルスケアカンパニー」の実現に向け、中期経営計画に基づきグループ各社で様々な取り組みを進めております。詳細は本招集ご通知ならびに当社ウェブサイトに掲載しております事業報告をご高覧ください。

当社は、今後も社会からの期待に応えるとともに継続的な企業グループの価値向上を追求するため、グループ一丸となって邁進してまいりますので、株主の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援を賜りますようお願い申しあげます。



代表取締役社長　山口　隆

目　次

- 第3回定時株主総会招集ご通知 …… 1P
- 株主総会参考書類 …… 6P

[添付書類]

- 事業報告 …… 14P
- 連結計算書類 …… 40P
- 計算書類 …… 43P
- 監査報告 …… 46P

株 主 各 位

証券コード 4886
2024年６月 ４日
（電子提供措置の開始日）2024年５月27日

東京都港区芝浦二丁目５番１号
あすか製薬ホールディングス株式会社
代表取締役社長　**山口　隆**

第３回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第３回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】
https://www.aska-pharma-hd.co.jp/invest/stock/meeting.html

【株主総会資料　掲載ウェブサイト】
https://d.sokai.jp/4886/teiji/

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

（「銘柄名（会社名）」に「あすか製薬ホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「4886」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えて、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、2024年６月24日（月曜日）午後５時35分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

インターネットによる議決権行使

上記の行使期限までに、当社の指定する議決権行使サイト(https://evote.tr.mufg.jp/)にアクセスいただき、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。

→４・５頁をご覧ください。

書面による議決権行使

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に賛否をご記入のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。→４頁をご覧ください。

敬　具

記

1 日　　時	**2024年6月25日（火曜日）午前10時**（受付開始：午前９時）
2 場　　所	東京都港区芝浦二丁目５番１号 **あすか製薬ホールディングス株式会社　本社ビル　２階ホール** (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	**報告事項**　１．第３期（2023年４月１日から2024年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 ２．第３期（2023年４月１日から2024年３月31日まで）計算書類報告の件 **決議事項**　第１号議案　剰余金処分の件 第２号議案　取締役１名選任の件 第３号議案　監査役１名選任の件

以　上

- ご返送いただいた議決権行使書の各議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いたします。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、１頁に記載の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載いたします。
- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
  1．連結計算書類の連結注記表
  2．計算書類の個別注記表
- 株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト（https://www.aska-pharma-hd.co.jp/）

議決権行使のご案内

株主総会参考書類（６頁～13頁）をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申しあげます。
議決権の行使には以下の３つの方法がございます。

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入のうえ行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限 2024年6月24日(月曜日) 午後5時35分到着分まで

インターネットによる議決権行使



パソコン、スマートフォン等より議決権を行使いただけます。
詳しくは、次頁をご覧ください。

行使期限 2024年6月24日(月曜日) 午後5時35分完了分まで

株主総会への出席による議決権行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、第3回定時株主総会招集ご通知(本書)をご持参ください。

株主総会開催日時 2024年6月25日(火曜日) 午前10時

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

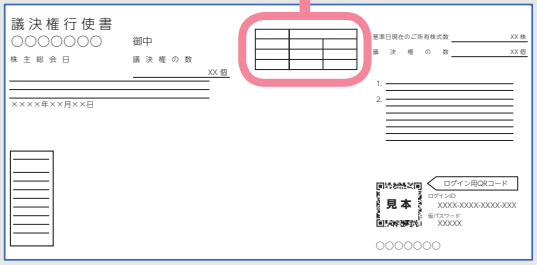

第1、2、3号議案

- 賛成の場合 → 「賛」の欄に○印
- 否認する場合 → 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

書面(郵送)およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

ログインIDおよびパスワードを入力することなく議決権行使サイトにログインすることができます。

1. 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

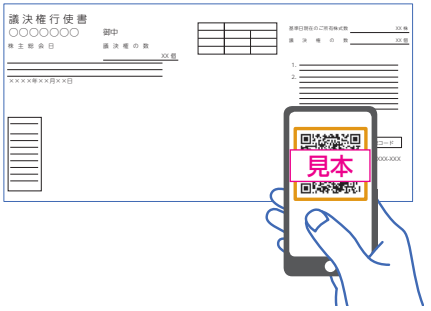

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

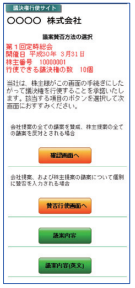

ログインID・パスワードを入力する方法

議決権行使サイト　https://evote.tr.mufg.jp/

1. 議決権行使サイトにアクセスしてください。

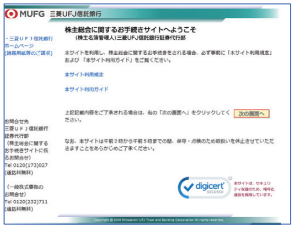

2. 議決権行使書用紙に記載された「ログインID」「仮パスワード」をご入力ください。

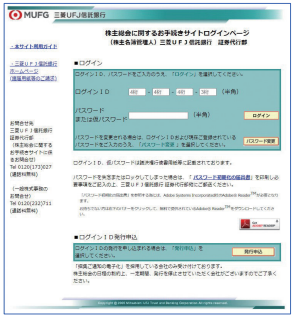

3. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン等の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部（ヘルプデスク）

電話：0120-173-027　（受付時間　9：00～21：00、通話料無料）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

第1号議案　剰余金処分の件

当期の期末配当につきましては、堅調な業績および今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおり１株につき20円とさせていただきたいと存じます。これにより、中間配当金20円を加えました通期の年間配当金は40円となり、前期と比べ１株につき24円の増配となります。

期末配当に関する事項

(1)配当財産の種類

金銭

(2)配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき	金20円
配当総額	566,624,840円

(3)剰余金の配当が効力を生じる日

2024年６月26日

なお、第4期（2025年3月期）より、新たな配当方針を適用いたします。

【新たな配当方針】

業績連動利益配分として、連結配当性向30%を目安といたします。また、１株当たり配当金の下限は年間30円として、業績に連動した利益還元を行いつつ安定的な配当を維持する方針といたします。

第２号議案　取締役１名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため、社外取締役を１名増員することとし、その選任をお願いしたいと存じます。なお、本総会において選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者

苅田（かりた）　香苗（かなえ）　(1963年７月２日生)

新任　社外　独立



所有する当社の株式数
－株

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1986年３月　東京大学医学部保健学科卒業
1988年３月　東京大学大学院医学系研究科修士課程修了
1989年11月　帝京大学医学部衛生学教室助手
2001年７月　帝京大学医学部衛生学公衆衛生学教室講師
2007年９月　杏林大学医学部衛生学公衆衛生学教室准教授
2015年４月　杏林大学医学部衛生学公衆衛生学教室教授（現任）
　　杏林大学男女共同参画推進室室長
2019年６月　日本医学会連合理事、日本医学会幹事（現任）
2022年３月　環境省光化学オキシダント健康影響評価検討会委員
2024年４月　内閣府食品衛生基準審議会委員（現任）

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

同氏は、医学者として公衆衛生学の分野における高いレベルの専門知識と幅広い経験を有しております。また、男女共同参画へ積極的に取組むなど、「女性の健康への貢献」を目指す当社グループの社外取締役として活躍が期待されることから、新たに選任をお願いするものであります。

(注)
1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 苅田香苗氏は、社外取締役候補者であります。同氏は、13頁に記載いたしました当社の「社外役員の独立性に関する基準」を満たしており、社外役員としての独立性を有していると判断しております。
3. 苅田香苗氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、今回、同氏の選任が承認された場合は、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
4. 苅田香苗氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第１項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令で規定する額とします。

5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が職務の執行に関し負担することになる損害賠償金または争訟によって生じた費用等を当該保険契約によって填補することとしております。苅田香苗氏が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
6. 所有する当社の株式数は、2024年3月31日現在の状況を記載しております。

第3号議案　監査役１名選任の件

監査役熊野郁雄氏は、本総会終結の時をもって辞任により退任いたしますので、監査役１名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本総会において選任された監査役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者

軍司（ぐんじ）　国弘（くにひろ）　（1961年9月26日生）

新任



所有する当社の株式数
7,500株

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1984年４月	あすか製薬株式会社入社
2008年10月	あすか製薬株式会社営業企画部長
2012年10月	あすか製薬株式会社名古屋支店長
2013年10月	あすか製薬株式会社あすかGE事業本部首都圏営業部長
2015年４月	あすか製薬株式会社マーケティング本部副本部長
2016年10月	あすか製薬株式会社営業本部副本部長
2017年４月	あすか製薬株式会社開発本部副本部長
2017年６月	あすか製薬株式会社執行役員（開発本部副本部長）
2018年６月	あすか製薬株式会社執行役員（開発本部長）
2020年６月	あすか製薬株式会社執行役員（監査、法務・コンプライアンス担当）
2021年４月	当社執行役員（グループ監査、グループ法務・コンプライアンス担当）（現任）
2022年10月	あすか製薬株式会社執行役員（情報提供プロモーション監督室長）（現任）

監査役候補者とした理由

同氏は、あすか製薬の営業部門、開発部門の要職を経て当社グループの監査および法務・コンプライアンス担当の執行役員を務めるなど幅広い専門知識と業務執行の監督に関する高い知見を備えております。これらの知識・経験は、当社グループの監査役職務を適切に遂行できると判断することから、新たに監査役として選任をお願いするものであります。

(注)
1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 軍司国弘氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令で規定する額とします。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の３第１項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、軍司国弘氏が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
4. 所有する当社の株式数は、2024年3月31日現在の状況を記載しております。

（ご参考）スキル・マトリックス

当社は、取締役会がその意思決定および経営の監督機能を発揮するために備えるべきスキルを特定し、スキル・マトリックスを策定しております。目指す姿である「スペシャリティファーマを基盤とするトータルヘルスケアカンパニー」の実現、および、2021年度からスタートした「あすか製薬ホールディングス中期経営計画2025」の実現に向け、特に重要と考える7つのスキルを特定いたしました。第２号議案および第3号議案が原案どおり承認されますと、当社の取締役および監査役の構成ならびに経験と専門性は次のとおりとなります。

	氏名	役職	企業経営	研究開発・知的財産	営業・マーケティング	医学・薬学	財務・会計	法務・リスク管理	ｻｽﾃﾅﾋﾞﾘﾃｨ・ESG
取締役	山口 隆	代表取締役 社長	●	●		●			
	丸尾 篤嗣	代表取締役 専務取締役	●				●	●	●
	山口 惣大	代表取締役 専務取締役	●	●			●	●	
	森 麻衣子	取締役 常務執行役員		●		●		●	
	山口 文豊	取締役 常務執行役員	●		●				●
	吉村 恭典	社外取締役		●		●			●
	栗林 稔	社外取締役	●		●		●	●	
	榎戸 康二	社外取締役	●		●		●	●	
	苅田 香苗	社外取締役		●		●			●
監査役	福井 雄一郎	常勤監査役	●		●		●		
	軍司 国弘	常勤監査役		●	●	●		●	
	木村 高男	社外監査役		●		●		●	
	福地 啓子	社外監査役					●	●	●

（注）取締役・監査役が保有する専門性の高いスキルで、中期経営計画達成に向け取締役・監査役に特に期待するスキルを示しています。

各スキルの選定理由

スキル項目	スキル選定理由
企業経営	事業環境が大きく変化し、不確実性が高まるなか、当社グループが目指す「スペシャリティファーマを基盤とするトータルヘルスケアカンパニー」の実現に向け、中長期的に持続可能な成長戦略を策定・推進するためには、医療・製薬業界のみならず、企業経営全般に関する広範な知識・経験・実績を持つ取締役が必要です。
研究開発・知的財産	アンメットメディカルニーズに応える製品の継続的な創出には、オープンイノベーションによる研究開発力の強化や、知的財産活動のグローバル化が不可欠です。それらを推進するためには、研究開発・知的財産に関する確かな知識・経験・実績を持つ取締役が必要です。
営業・マーケティング	医療やアニマルヘルスの事業環境が急速に変化するなか、デジタルを活用した営業・マーケティング戦略を推進し、医薬品や製品に付随する適正使用情報を提供し続けるためには、営業・マーケティングに関する確かな知識・経験・実績を持つ取締役が必要です。
医学・薬学	当社グループが目指すトータルヘルスケアカンパニーの実現に向け、予防から検査・診断、治療、予後に至るまで、人と動物の健康に広く貢献するためには、医学・薬学分野における確かな知識・経験・実績を持つ取締役が必要です。
財務・会計	正確な財務報告はもとより、安定的な財務基盤の確保と資本効率向上の両立や、適切な株主還元を実現する財務資本戦略を策定・推進するためには、財務・会計分野における確かな知識・経験・実績を持つ取締役が必要です。
法務・リスク管理	適切なガバナンス体制の確立は持続的な企業価値向上の基盤です。法令・企業倫理遵守を徹底するコンプライアンス体制を推進するためには、法務・リスク管理に関する確かな知識・経験・実績を持つ取締役が必要です。
サステナビリティ・ＥＳＧ	当社グループは、サステナブル経営に取り組み、企業の経済的価値の最大化と社会的価値の向上を両立させることで、企業価値向上を目指しています。そのためには、サステナビリティ・ESG分野における確かな知識・経験・実績を持つ取締役が必要です。

（ご参考）政策保有株式の縮減に向けた取組み

（1）基本的な考え方

当社は、事業拡大や取引関係の維持・強化等の観点から当社グループの企業価値の維持・向上に資すると判断した株式につき、政策的に保有いたします。

ただし、当該株式については個別に、保有先の企業業績・財務状況、収益性・成長性を示す経営指標、保有の便益と資本コストの対比等を取締役会にて精査・検証し、保有の意義が必ずしも十分でないと判断される株式については保有先との対話結果等を踏まえた上で縮減を図ることとしています。

（2）政策保有株式の保有状況

2024年3月末時点における当社グループの政策保有株式（11,371百万円）の連結純資産に対する割合は18.4%と、前期末に比べて3.9%低下しました。

（3）縮減状況

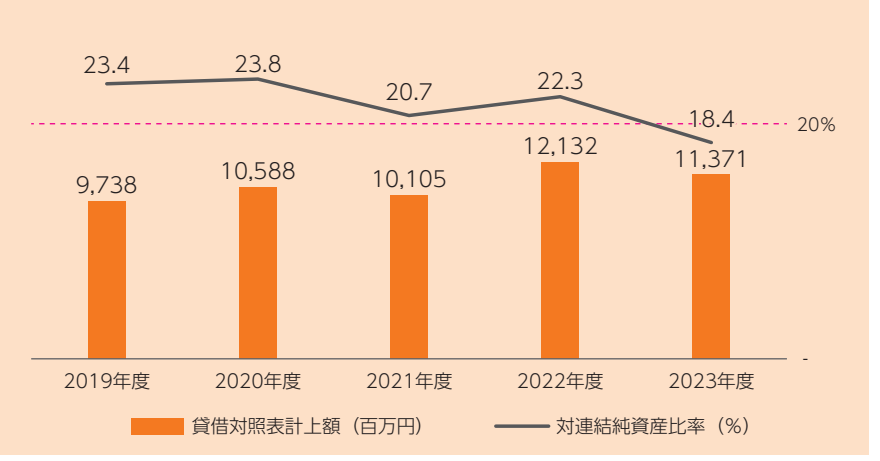

（注）2020年度以前はあすか製薬株式会社の数値を記載しております。

ご参考

社外役員の独立性に関する基準

1. 本基準における独立性を有する社外役員とは、法令上求められる社外役員としての要件を満たす者、かつ次の各号のいずれにも該当しない者をいう。

(1) 当社およびその子会社（以下「当社グループ」という）の業務執行者（注1）、またはその就任前10年間において当社グループの業務執行者であった者

(2) 当社の主要株主（注２）（過去3年間において主要株主であった者を含む）、その者が法人・団体等である場合の業務執行者、もしくは当社グループが主要株主になっている（過去3年間において主要株主であった場合を含む）法人・団体等の業務執行者

(3) 当社グループと重要な取引関係がある会社（注３）またはその親会社もしくはその重要な子会社の業務執行者

(4) 当社グループから役員報酬以外に多額の報酬その他財産（注４）を得ている弁護士や会計士、コンサルタント等または法人・団体等の業務執行者

(5) 当社グループから一定額を超える寄付等（注５）を受けている法人・団体等の業務執行者

(6) 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者または過去3年間において当社グループの会計監査人である監査法人に所属していた者

(7) 当社グループから取締役を受入れている、または過去3年間において当社グループから取締役を受入れていた会社またはその親会社もしくはその子会社等の業務執行者

(8) 上記(1)から(7)までのいずれかに該当する者の配偶者または二親等以内の親族

(9) その他、当社の一般株主全体との間で上記（1）から（8）までで考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれがある者

（注1）業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員、その他これらに類する役職者をいう。

（注2）主要株主とは、総議決権の10%以上を直接または間接に保有する株主をいう。

（注3）重要な取引関係がある会社とは、以下のいずれかに該当する者をいう。

（ⅰ）当社グループを重要な取引先とする者
直前3事業年度のいずれかにおいて、その者の連結売上高の2%を超える金額の支払を当社グループから受けた者

（ⅱ）当社グループの重要な取引先である者
直前3事業年度のいずれかにおいて、連結売上高の2%を超える金額の支払を当社グループに行っている者、または直前事業年度末における当社グループの借入額が当社連結総資産の2%を超える融資を当社グループに行っている者

（注4）多額の報酬その他財産とは、直前3事業年度平均で年間1,000万円、当該財産を得ている者が法人・団体等の場合は、直前3事業年度平均で当該団体等の直前事業年度における年間総収入の2%をそれぞれ超える報酬その他財産上の利益をいう。

（注5）一定額を超える寄付等とは、当社が行った寄付等が、直前3事業年度平均で年間1,000万円か当該法人・団体等の直前事業年度における年間総収入の2%のいずれか大きい額を超える寄付・助成をいう。

2. 上記（1）から（9）のうち抵触するものがある場合でも、グループ指名委員会がその独立性を総合的に判断し独立性を有する社外役員として相応しい者と認められれば、独立性を有する社外役員候補者として選定することができる。その場合においては、当該人物が会社法上の社外役員の要件を充足しており、独立性を有する社外役員として相応しいと判断した理由等について対外的な説明ができることを条件とする。

以　上

［添付書類］

事業報告（2023年4月1日から2024年3月31日まで）

1 企業集団の現況

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度の当社グループの売上高は前年同期から2,381百万円増加し、62,843百万円となりました。これは主に、産婦人科領域の製品群が伸長した医療用医薬品事業の増収によるものであります。また売上原価率が前年同期比1.5%低下し、売上原価が32,178百万円となったことにより、売上総利益は前年同期から2,079百万円増の30,664百万円となりました。一方で販売費及び一般管理費は前年同期から687百万円増の24,164百万円となり、その結果、営業利益は前年同期から1,392百万円増の6,500百万円、売上高営業利益率は10.3%となりました。経常利益につきましては、営業外収益を414百万円、営業外費用を392百万円計上したことから6,522百万円となりました。また投資有価証券の売却に伴う特別利益を3,340百万円計上したこと等から、親会社株主に帰属する当期純利益は前年同期から3,307百万円増の7,545百万円となりました。

なお、パートナーシップ強化を目的に、当社子会社のあすか製薬株式会社が持分法適用関連会社であるベトナム製薬企業Ha Tay Pharmaceutical Joint Stock Companyの新株発行契約に関わる増資を実行しました。

		第2期（2023年3月期）	第3期（2024年3月期）（当期）	対前期増減
売上高	（百万円）	60,461	62,843	2,381増　3.9%増
営業利益	（百万円）	5,108	6,500	1,392増　27.3%増
経常利益	（百万円）	5,232	6,522	1,289増　24.6%増
親会社株主に帰属する当期純利益	（百万円）	4,238	7,545	3,307増　78.0%増

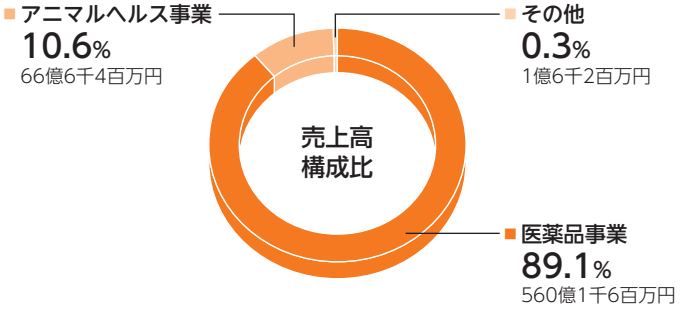

（ご参考）

	第3期（2024年3月期）（当期）
売　上　高	628億円
営業利益率	10.3%
R　O　E	13.0%

【セグメント別の業績】

医薬品事業



売　上　高　560億1千6百万円
セグメント利益　76億4千7百万円

内科、産婦人科、泌尿器科の３分野に注力している医薬品事業は薬価改定の影響を受けつつも全般的に堅調に推移しました。製品別にみると、産婦人科領域において子宮筋腫・子宮内膜症治療剤「レルミナ」が9,906百万円（前年同期比12.1％増）と順調に伸長したほか、2022年６月から販売を開始した月経困難症治療剤「ドロエチ」が6,125百万円（同66.3％増）と前年に続き大きく増加しました。さらに内科領域の主力品である甲状腺ホルモン剤「チラーヂン」が7,862百万円（同1.7％増）、難吸収性リファマイシン系抗菌薬「リフキシマ」も5,864百万円（同8.7％増）と着実に伸長しました。泌尿器科領域ではLH-RH誘導体マイクロカプセル型徐放性製剤「リュープロレリン」が4,430百万円（同11.4％減）となりました。

以上の結果、売上高は56,016百万円（同4.5％増）、セグメント利益は7,647百万円（同32.3％増）となりました。

アニマルヘルス事業



売　上　高　66億6千4百万円
セグメント利益　1億9千5百万円

動物用医薬品、飼料添加物等の製品を販売しているアニマルヘルス事業においては、飼料添加物等の売上が減収であったものの、動物用医薬品の増収により、売上高は前年と同水準の6,664百万円（前年同期比0.0％増）となりました。一方で、原材料等のコスト上昇による影響を受け、セグメント利益は195百万円（同52.3％減）となりました。

その他

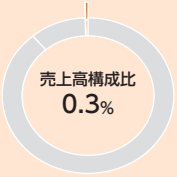

売　上　高	1億6千2百万円
セグメント損失	1億2千5百万円

臨床検査、医療機器等の各事業を展開しているその他事業については、売上高は162百万円（前年同期比26.3%減）、セグメント損失は125百万円（前年同期は6百万円の損失）となりました。

メ　モ

【研究開発の状況】

研究開発につきましては、あすか製薬株式会社が重点領域と位置付ける内科・産婦人科・泌尿器科領域を中心とした創薬研究および臨床開発を推進すると共に、導出入活動、事業提携戦略も積極的に展開しております。

臨床開発につきましては、適応追加を進めていたL-105（リファキシミン）が、2024年３月に「肝性脳症における高アンモニア血症の改善」の小児に対する用法及び用量の追加に係る製造販売承認事項一部変更承認を取得しました。さらに避妊を適応症として開発中のLF111（ドロスピレノン）について、2025年３月期第１四半期中の製造販売承認申請に向け準備を進めております。また、現在3つの臨床試験を進行中であります。杏林製薬株式会社と共同開発中のAKP-009（ルダテロン）についてはPhaseⅡ試験の段階にあり、追加のPhaseⅠ試験を実施中です。東レ株式会社と共同で開発を進めておりますTRM-270（癒着防止材）については、消化器科・産婦人科領域を対象にPhaseⅢ試験を実施しております。AKP-022（レルゴリクス配合剤）は2023年7月からPhaseⅠ/Ⅱ試験を開始しました。

導入・提携活動においては2023年９月にサスメド株式会社と産婦人科領域における治療用アプリの共同研究開発及び製品上市後の販売に関する契約を締結しました。また2024年３月にRed Arrow Therapeutics 株式会社との妊娠高血圧症候群の新たな治療薬開発を目的とした共同研究契約を締結いたしました。

以上の取り組みから、2024年３月期の研究開発費は前年同期から500百万円増加し、4,728百万円となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資額は1,545百万円（無形固定資産を含む）で、その主な内訳は生産設備に係るものであります。

(3) 資金調達の状況

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため、取引金融機関と総額3,000百万円のコミットメントライン契約を締結しており、当連結会計年度において300百万円の借入実行残高があります。

(4) 重要な組織再編等の状況

該当事項はありません。

(5) 対処すべき課題 －中長期的な会社の経営戦略－

当社グループでは2021年度からスタートした中期経営計画において、これまで築いてきた基盤をより発展させつつ、当社グループが目指す「スペシャリティファーマを基盤とするトータルヘルスケアカンパニー」の実現に向け、以下の７つの戦略に取り組んでまいります。

1．スペシャリティ領域の取り組み強化による企業価値向上に向けて、産婦人科製品の継続的な開発・販売を通じ、女性のクオリティオブライフ向上に貢献します。さらに発売から100年を超える甲状腺ホルモン剤を中心に、甲状腺領域疾患の啓発活動を推進してまいります。
2．新薬の継続的創出のため、オープンイノベーションの活用やロンドンオフィスとの連携によるグローバルベースなアライアンス活動に取り組みます。
3．海外事業の展開の一環として、アジアを中心に提携先との協力関係を進めていきます。
4．トータルヘルスケア実現に向けた新たな価値提供に向け、検査事業における低侵襲な検査法のビジネス確立を進めます。また畜水産領域の繁殖・免疫と栄養の強みを伸ばし、コンパニオンアニマルの健康を支える製品の開発・販売を行います。
5．財務基盤の強化のため、IT活用等による業務効率化、コスト削減を推進します。
6．社会からの信頼を得る会社であり続けるために、信頼性を重視する組織風土の醸成とコンプライアンスの徹底により、生命関連企業としての責任を果たしてまいります。
7．成長戦略を実現するための人材活用に向け、新人事制度による多様なキャリア志向に対応できる組織体制づくりとともに、計画的な教育研修により能力拡大をはかります。

具体的な取り組みとして、中核となる医薬品事業を行うあすか製薬株式会社においては、臨床試験を進めているAKP-009（ルダテロン）、TRM-270（癒着防止材）、AKP-022（レルゴリクス配合剤）の開発ステージアップを進めてまいります。またPhaseⅢ試験を進めていたLF111（ドロスピレノン）については2025年３月期第１四半期中に製造販売承認を申請予定です。さらに自社技術に加えオープンイノベーションを活用し獲得した創薬シーズのステージアップを目指すとともに、内科・産婦人科・泌尿器科領域を中心とした導出入活動により、パイプライン拡充に努めてまいります。また同社の営業活動においては、産婦人科領域と難吸収性リファマイシン系抗菌薬「リフキシマ」を中心とした情報提供活動を行うために導入したスペシャリティエリア制の確立により、質の高い情報提供とともにウェビナー等を活用した効率的な営業活動を継続していきます。主に子宮筋腫・子宮内膜症治療剤「レルミナ」や月経困難症治療剤「ドロエチ」など業績に貢献する製品に加え、コ・プロモーション活動を実施している月経困難症治療剤「ジェミーナ」、鉄欠乏性貧血治療薬「リオナ」等の情報提供を通じて産婦人科領域でのプレ

ゼンスをさらに向上させていきます。また学会からの開発要望を受けて、小児に対する肝性脳症における高アンモニア血症の改善の効能追加を取得した「リフキシマ」についても、引き続き普及・浸透を進めていきます。さらに国内シェアが9割を超える甲状腺ホルモン剤「チラーヂン」は医療現場において欠かすことのできない薬剤であり、安定供給体制を堅持するとともに、甲状腺疾患治療のリーディングカンパニーとして引き続き甲状腺疾患の啓発活動等に取り組んでまいります。

トータルヘルスケアカンパニーの実現に向け、他社との協業を発展させていくための活動を強化しております。具体的な取り組みとして、企業や団体等で働く人を対象に、「働く人が知っておきたい性のこと」をコンセプトとしたヘルスリテラシー向上に貢献する動画の販売をスタートしました。またフューチャーベンチャーキャピタル株式会社と共同設立したコーポレートベンチャーキャピタルファンド「あすかイノベーションファンド」を通じて女性の健康課題解決に向けたスタートアップとの協業により新たな価値創造を目指してまいります。さらに動物用医薬品・飼料等を販売するあすかアニマルヘルスにおいては、アニマルウェルフェアに貢献できる製品の開発・発売を継続して進めており、成長が期待されるコンパニオンアニマル向けの製品の一層の浸透を進めてまいります。これらに加え、検査事業を行う株式会社あすか製薬メディカルでは、毛髪からステロイドホルモンを測定する技術を応用した毛髪ホルモン量測定キットを開発し、新たなビジネスを展開しております。これまでの男性型脱毛症（AGA）のリスク評価を可能とする毛髪ホルモン量測定キットに加え、あらたに女性ホルモンの１つであるプロゲステロンを測定するキットを開発し、2024年４月から販売を開始しました。今後も新たなホルモン測定キットや毛髪以外の検体を対象とした測定などの事業展開を進めてまいります。

当社は「先端の創薬を通じて人々の健康と明日の社会に貢献する」という経営理念のもと、事業を通じて社会課題の解決に取り組んでいます。2021年4月以降、ESG委員会の設置、サステナビリティ担当取締役の選任、グループ経営企画部内に専門部署を設置し「ESG推進会議」、「推進責任者会議」の運営など、取り組み体制を強化してまいりました。このような運用の確立により、サステナビリティを意識した経営の啓発・推進のほか、気候変動への対応、脱炭素社会の実現や人的資本に関する取組みを通じて、持続可能な社会の実現に貢献し、社会価値の創出による持続的成長と中長期的な企業価値向上をめざしてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(6) 直前3事業年度の財産および損益の状況

売上高 (単位：百万円)

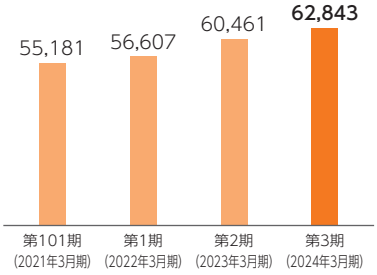

経常利益 (単位：百万円)

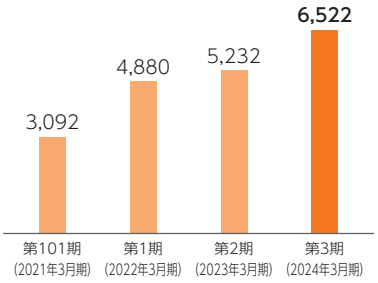

親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)

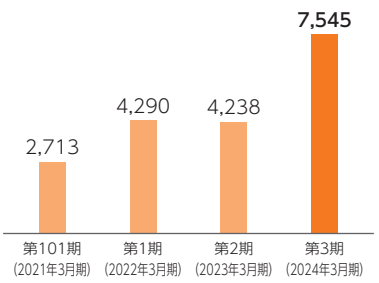

総資産/純資産 (単位：百万円)

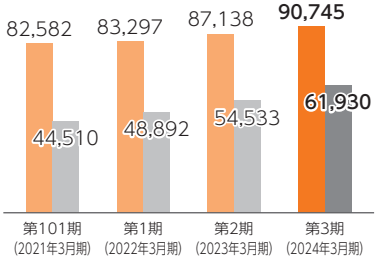

1株当たり当期純利益 (単位：円)

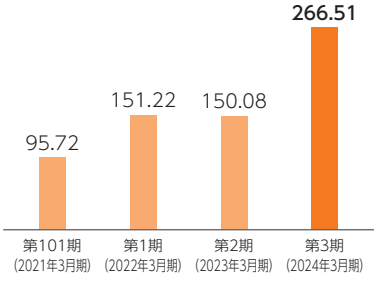

		第101期 (2021年3月期)	第1期 (2022年3月期)	第2期 (2023年3月期)	第3期 (2024年3月期) (当期)
売上高	(百万円)	55,181	56,607	60,461	62,843
経常利益	(百万円)	3,092	4,880	5,232	6,522
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	2,713	4,290	4,238	7,545
1株当たり当期純利益		95円72銭	151円22銭	150円08銭	266円51銭
総資産	(百万円)	82,582	83,297	87,138	90,745
純資産	(百万円)	44,510	48,892	54,533	61,930

(注) 第101期の値はあすか製薬株式会社として公表した値を参考として記載しております。

(7) 重要な親会社および子会社の状況（2024年3月31日現在）

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金（百万円）	当社の議決権比率（%）	主要な事業内容
あすか製薬株式会社	1,197	100.0	医薬品の製造および販売、ヘルスケア事業
株式会社あすか製薬メディカル	30	100.0	検査事業
あすかアニマルヘルス株式会社	100	100.0	動物用医薬品、飼料および飼料添加物等の製造、販売ならびに輸出入

（注）当事業年度の末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	あすか製薬株式会社
特定完全子会社の住所	東京都港区芝浦二丁目5番1号
当社における特定完全子会社の株式の帳簿価額	40,063百万円
当社の総資産額	43,245百万円

(8) 主要な事業内容（2024年3月31日現在）

当社グループの主要な事業内容は次のとおりであります。

事業区分	事業内容
医薬品事業	医薬品の製造および販売、ヘルスケア事業
アニマルヘルス事業	動物用医薬品の製造および販売
その他	検査事業、医療機器

(9) 主要な営業所および工場 (2024年3月31日現在)

当社	本社	東京都港区芝浦二丁目5番1号
あすか製薬株式会社	本社	東京都港区
	湘南研究所	神奈川県藤沢市
	いわき工場	福島県いわき市
	営業所	札幌、東北（宮城県仙台市）、郡山、東京（東京都港区）、横浜、埼玉、千葉、北関東（栃木県宇都宮市）、新潟、松本、金沢、名古屋、静岡、京都、大阪、神戸、高松、中国（広島県広島市）、福岡、熊本
株式会社あすか製薬メディカル	本社	神奈川県藤沢市
あすかアニマルヘルス株式会社	本社	東京都港区

(10) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度比
医薬品事業	627名 (101名)	17名増 (9名増)
アニマルヘルス事業	34名 (6名)	2名減 (－)
その他	15名 (1名)	1名増 (2名減)
全社（共通）	86名 (19名)	1名減 (3名増)
合計	762名 (127名)	15名増 (10名増)

(注) 1.使用人数は就業人員であり、パートおよび嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2.「全社（共通）」として記載している使用人員は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

(11) 主要な借入先の状況（2024年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社日本政策投資銀行	2,875百万円
日本生命保険相互会社	1,000百万円

(注) 上記のほか、シンジケートローンによる借入金（総額5,610百万円）があります。

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況（2024年3月31日現在）

① 発行可能株式総数　90,000,000株
② 発行済株式の総数　30,563,199株
③ 株主数　6,769名
④ 大株主（上位10位）

株主名	持株数（千株）	持株比率（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	3,050	10.76
武田薬品工業株式会社	2,204	7.78
ゼリア新薬工業株式会社	1,877	6.62
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,478	5.22
NIPPON ACTIVE VALUE FUND PLC	1,268	4.47
株式会社三菱UFJ銀行	1,100	3.88
山口　隆	799	2.82
株式会社ヤマグチ	579	2.04
日本生命保険相互会社	522	1.84
トーア再保険株式会社	500	1.76

（注）1. 当社は、自己株式を2,231,957株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は、自己株式（2,231,957株）を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	－	－

（注）当社取締役のうち、あすか製薬株式会社の取締役兼任者4名に交付した株式数は22,100株、あすかアニマルヘルス株式会社の取締役兼任者1名に交付した株式数は1,200株であります。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況（2024年3月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	山　口　　隆	グループ全社統括 あすか製薬株式会社代表取締役会長
代表取締役専務取締役	丸　尾　篤　嗣	社長補佐、サステナビリティ担当 あすか製薬株式会社取締役副会長
代表取締役専務取締役	山　口　惣　大	あすか製薬株式会社代表取締役社長
取締役常務執行役員	森　　麻衣子	あすか製薬株式会社取締役常務執行役員　信頼性保証本部長
取締役常務執行役員	山　口　文　豊	あすかアニマルヘルス株式会社代表取締役社長
社外取締役	吉　村　恭　典	一般社団法人吉村やすのり生命の環境研究所代表理事 株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス社外取締役（監査等委員） 慶應義塾大学名誉教授 福島県立医科大学副学長
社外取締役	粟　林　　稔	－
社外取締役	榎　戸　康　二	創援株式会社代表取締役社長
常勤監査役	熊　野　郁　雄	あすかアニマルヘルス株式会社監査役
常勤監査役	福　井　雄一郎	あすか製薬株式会社監査役
社外監査役	木　村　高　男	合同会社TKファーマパートナーズ代表社員
社外監査役	福　地　啓　子	福地啓子税理士事務所代表 川田テクノロジーズ株式会社社外取締役（監査等委員） 川田工業株式会社社外監査役

(注) 1. 社外監査役福地啓子氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
2. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりであります。
①2023年６月27日開催の第２回定時株主総会終結の時をもって、社外取締役山中通三氏、播野勤氏は任期満了により退任いたしました。
②社外取締役粟林稔氏、榎戸康二氏は2023年６月27日開催の第２回定時株主総会において選任され就任いたしました。
3. 当社は、社外取締役および社外監査役の全員を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役全員および監査役全員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限定について、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し負担することになる損害賠償金または争訟によって生じた費用等を当該保険により填補することとしております。

当該保険契約の被保険者は当社および当社の子会社の取締役、監査役、執行役員であり、すべての被保険者について、その保険料を当社および当社の子会社が負担しております。

④ 取締役および監査役の報酬等

イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年5月17日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会決議された決定方針と整合していることや、グループ報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役報酬の方針および手続

（1） 当社の取締役報酬は、「透明性」「公正性」「客観性」を確保したうえでグループ報酬委員会にて審議し、報酬制度の設計ならびに具体的な報酬額については、取締役会にて決定いたします。

（2） 取締役（社外取締役を除く）の報酬については、持続的な企業価値向上に資する報酬設計とし、具体的には、固定報酬のほかに短期インセンティブとなる業績連動賞与、中長期インセンティブとなる株式報酬制度で構成することといたします。

（3） 社外取締役の報酬については、経営の監督機能を十分に機能させるため、短期および中長期インセンティブを設けず、固定報酬のみで構成することといたします。

《業績指標に連動しない金銭報酬に関する決定方針》

【固定報酬】

取締役の基本報酬は、年額固定報酬とし、役位（職位）、職責、在任期間に基づきその額を決定し、月例で支払うものとする。

《業績連動報酬等に関する決定方針》

【業績連動賞与】

取締役（社外取締役を除く）の業績連動賞与は、役付取締役は年額固定報酬に役位（職位）毎に

定めた賞与算出係数と前年度の会社業績（営業利益等）に応じた支払係数を乗じることにより賞与支給額を決定し、毎年一定の時期に支給するものとする。
　また、使用人兼務取締役については、使用人分賞与に包括しインセンティブ付けを行うものとする。

《非金銭報酬に関する決定方針》
【譲渡制限付株式報酬】
　企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、毎年一定の時期に、株主総会で承認を得た上限金額・上限株式数の範囲内において譲渡制限付株式を付与する。個別の取締役に付与する譲渡制限付株式の個数は、役位（職位）、職責、在任期間等を考慮して決定する。

《報酬等の種類ごとの割合に関する決定方針》
　固定報酬、業績連動賞与、譲渡制限付株式報酬の構成割合については、中長期的視点で経営に取り組むことが重要との考えから、基本報酬（固定報酬）の水準と安定性を重視したうえで、単年度業績の向上と株主利益の追求にも配慮して構成するものとする。
　取締役（社外取締役を除く）の報酬等の種類ごとの割合は各事業年度の業績により報酬額が決定されるため確定しないが、固定報酬、業績連動賞与、譲渡制限付株式報酬のおおよその割合は、以下の範囲となる。
　　固定報酬：業績連動賞与：譲渡制限付株式報酬＝55～70%：15～30%：10～15%

《取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法》
　各取締役の具体的な報酬の額は、取締役会が、株主総会において承認を得た報酬等の上限額の範囲内において、委員の過半数が社外の役員等で構成される諮問委員会「グループ報酬委員会」の答申を踏まえ決定する。

ロ．当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（名）
		固定報酬	業績連動賞与	譲渡制限付株式報酬	
取締役 (社外取締役)	31 (31)	31 (31)	— (—)	— (—)	5 (5)
監査役 (社外監査役)	50 (13)	50 (13)	— (—)	— (—)	4 (2)
合　計 (社外役員)	81 (44)	81 (44)	— (—)	— (—)	9 (7)

(注)　1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与等は含まれておりません。
　　2. 対象となる役員の員数は、当社より報酬が支払われた役員の員数を記載しております。上記のほか、当社の取締役5名が子会社（あすか製薬株式会社およびあすかアニマルヘルス株式会社）から受けた報酬等の総額は285百万円です。

3. 業績連動報酬等にかかる業績指標は営業利益等の業績指標とESG関連の非財務指標であります。その実績は営業利益6,500百万円、売上高62,843百万円、ROE13.0%であります。当該指標を選択した理由は、経営目標達成の指標として重要なものであり、業績連動報酬に係る指標に適していると判断したからであります。また、当社の業績連動報酬の算出方法については「イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。
4. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当の際の条件等は「イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は「２　会社の現況（１）株式の状況　⑤当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況」に記載しております。
5. 取締役の報酬限度額は、2021年６月24日開催の臨時株主総会において年額500百万円以内（うち社外取締役分70百万円以内、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名（うち、社外取締役は3名）です。また別枠で、2021年６月24日開催の臨時株主総会において、譲渡制限付株式報酬として年額100百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、3名です。
6. 監査役の報酬限度額は、2021年６月24日開催の臨時株主総会において年額150百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名です。

⑤ 社外役員に関する事項

イ．重要な兼職の状況および当社と当該兼職先との関係

区分	氏名	兼職の状況
社外取締役	吉 村 泰 典	一般社団法人吉村やすのり生命の環境研究所代表理事 株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス社外取締役（監査等委員） 慶應義塾大学名誉教授 福島県立医科大学副学長
	栗 林　　稔	－
	榎 戸 康 二	創援株式会社代表取締役社長
社外監査役	木 村 高 男	合同会社TKファーマパートナーズ代表社員
	福 地 啓 子	福地啓子税理士事務所代表 川田テクノロジーズ株式会社社外取締役（監査等委員） 川田工業株式会社社外監査役

(注) 各兼職先と当社との間に、重要な取引その他の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況		発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
		取締役会	監査役会	
社外取締役	吉　村　恭　典	15回中15回（100%）	－	医学者として専門的かつ独立した立場から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
	粟　林　　稔	10回中10回（100%）	－	企業経営の豊富な経験と客観的かつ中立的な幅広い見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
	榎　戸　康　二	10回中10回（100%）	－	企業経営の豊富な経験と客観的かつ中立的な幅広い見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外監査役	木　村　高　男	15回中15回（100%）	18回中18回（100%）	医薬品事業開発役員としての豊富な経験から、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、随時監査に関する重要事項について協議し、必要な発言を行っております。
	福　地　啓　子	15回中15回（100%）	18回中18回（100%）	税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、随時監査に関する重要事項について協議し、必要な発言を行っております。

（注）1．上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第25条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が６回ありました。
2．粟林稔氏および榎戸康二氏の出席状況については、2023年６月27日の就任以降に開催された取締役会のみを対象としております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称　　清陽監査法人

② 報酬等の額

	支払額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	14
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	36

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項および第２項の同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、原則として、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決定により、会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提案します。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、2021年4月1日の取締役会において「内部統制システムの構築に関する基本方針」を決議いたしました。現在の基本方針は以下のとおりとなっております。今後も社会の変化に応じて見直しを行い、内部統制システムの適切な運用と改善・強化に努めてまいります。

① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

・当社および子会社は、コンプライアンス・プログラムを制定し、国の内外を問わず、人権を尊重するとともに、関係法令、規則等を遵守するとともに、その精神を尊び、高い倫理観と社会的良識を持って行動する旨定めている。
・当社および子会社は、この実践のため、取締役が率先垂範して本プログラムに従い行動するとともに、コンプライアンスに関する啓発、教育を通じてグループ全体への企業倫理の徹底を図る。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

・取締役は、その職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む）、その他の重要な情報を文書規程、その他の規程に基づき適切に保存し管理する。
・当社は、グループ文書管理規程に基づき、グループ全体の情報の保存および管理体制を構築する。
・当社は、情報セキュリティポリシーに基づき、情報資産の安全性および信頼性の確保に努める。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・当社は、経営危機管理規程に基づき、リスクの分類、有事の際の情報伝達体制等を規定しており、リスク管理に関する啓蒙、教育を通じて、グループ全体としてのリスク管理体制を徹底する。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・当社は、取締役会を原則毎月1回、必要ある場合は臨時取締役会を随時開催し、経営の執行方針、経営に関する重要事項を決定し、業務執行を監督する。
・当社は、経営会議を原則月1回開催し、経営に関する案件の審議・決定、経営方針や経営戦略等の重要案件の審議を行う。

・当社は、持株会社体制により、子会社の統括とグループ戦略の策定及び推進に特化し、効率的な職務を執行する。
・当社は、業務の効率性と内部統制の実効性を確保するためＩＴ化を推進する。

⑤ 当社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

・当社は、コンプライアンス・プログラムを策定し、定期的な教育およびその浸透度の調査を通じて当社及びグループ従業員に周知徹底する。
・当社は、コンプライアンスに関する相談窓口として内部通報制度を活用する。

⑥ 次に掲げる体制その他の当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
・当社は、子会社の統括部署を定めて総合的に管理しているほか、グループ事業戦略会議を年4回開催し、情報を共有する。

ロ．子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
・各子会社は、当社の統括部署の指揮のもと、リスク管理に関する体制を強化する。

ハ．子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・各子会社は、当社の統括部署の指揮のもと、職務の執行が効率的に行われる体制を強化する。
・当社は、子会社の事業遂行のための適切な支援を行う。

ニ．子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
・当社内部監査部門が、内部監査規程に基づき監査を実施する。
・当社は、内部通報制度を子会社も対象に含めて運用する。
・当社は、財務報告に係る適正性を確保するために必要な内部統制を整備し、財務報告の信頼性の確保に努める。

⑦ 当社の監査役が、その職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における補助使用人に関する事項および補助使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

・当社は、監査役から補助使用人を求められた場合は、監査役付とし、専任の使用人とする。
・当社は、補助使用人の任命、人事異動につき、事前に監査役の同意を得る。
・補助使用人に対する指揮命令権は各監査役に属するものとし、補助使用人の人事考課は常勤監査役が行う。

⑧ 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

イ．当社の取締役および使用人が当社の監査役に報告するための体制

・取締役は、職務執行に関して重大な法令、定款違反、企業行動基準違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、遅滞なく取締役会および監査役会に報告する。

・当社は、内部通報制度を活用し、監査役に報告する体制を強化する。

ロ．子会社の取締役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

・子会社の監査役は、当社の監査役と定期的に会合して、相互に情報提供や意見交換を行う。

・各子会社は、グループ事業戦略会議での審議事項等を監査役に報告する。

・子会社においても、当社の内部通報制度を活用し、監査役に報告する体制を強化する。

⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・当社は、内部通報制度の相談内容について秘密を厳守し、相談した者への不利な取扱いを禁止する。

⑩ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

・当社は、監査役の請求に基づき、監査役の職務の執行上必要な費用の全額を支払う。

⑪ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・社長は、定例会合だけでなく可能な限り会合を持ち、業務報告とは別に会社運営に関する意見の交換のほか、意思の疎通を図る。

・社長は、監査役、会計監査人との連携を図り、実効ある監査を支援するため、内部監査部門の充実を図る。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他当社および子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するための体制

社長は、事業執行方針に「コンプライアンスの徹底」を掲げ、当社グループの役員および従業員へ啓発しております。また役員および従業員に小冊子およびカードを配付するとともに、本年度は、コンプライアンスに関する意識調査アンケートの実施を通じて、コンプライアンスの周知徹底と意識醸成を図りました。

②当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

株主総会・取締役会等重要会議に係る議事録および関係資料は、担当部署にて適切に保管しております。情報セキュリティ関連規程や教育資料をイントラネット上に公開し、e-learningシステムによる情報セキュリティ教育など当社グループの従業員へ周知徹底しているほか、当社グループのセキュリティレベルの均質化を図るべく、子会社へのアドバイスおよび指導を適宜実施しております。

③当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営危機管理に関する社内規程に基づき、当社グループ各組織において経営危機管理マニュアルを作成し、当社グループ全体としてのリスク回避または被害低減を図っております。

④当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、持株会社体制により、子会社の統括、グループ戦略の策定および推進に特化し、効率的な職務実現に向けた体制を構築しております。本年度においては、取締役会および経営会議を予定どおり開催するなど、その体制は順調に機能しました。ERP（統合基幹業務システム）は順調に稼働しております。また、当社グループ内において機動的なコミュニケーションが可能となるよう、イントラネットの運用を拡大するなど、IT化を推進しております。

⑤当社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループでは、単なる法令等の遵守にとどまらず経営理念や行動憲章を理解したうえで行動することを求め、従業員の倫理規範意識の醸成を図っております。
今年度は、e-learningによる継続的な従業員教育を積極的に実施するとともに、適宜階層別研修を実施しました。コンプライアンスに関する意識調査およびその結果を踏まえた当社グループ各部門とのヒアリングを実施し、現状把握と問題点を抽出のうえ実態に即した研修および問

題解決を行うことで、さらなるコンプライアンスの徹底を図っております。
内部通報制度の活用については、コンプライアンスに関する相談窓口を社内外に設置し、研修等で当社グループ従業員に積極的な活用を呼びかけるとともに、通報者の保護を図り、適切に対処しております。

⑥次に掲げる体制その他の当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社の子会社統括部署が四半期毎に当社グループの事業戦略に関する会議を開催し、子会社と情報共有を行いました。また、担当部署が子会社の重要な決裁事項等につき情報収集し、当社において適宜管理できる体制をとっております。

ロ．子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
各子会社は、新規契約時に当社法務部門の契約審査を受けることで契約リスクの軽減を図っており、その契約内容については、子会社の統括部署が子会社と適宜ヒアリングを実施し、内容把握を行っております。

ハ．子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
各子会社は、当社グループの事業戦略に関する当社との会議をはじめ、様々な形で職務執行上のリスクや改善が必要な点を当社と共有し、その解決につき適宜支援を受けております。また、当社の子会社統括部署は、随時、相互情報を共有し、課題・問題点の解決のために関連部署の協力を得ております。

ニ．子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
当社の内部監査部門は、子会社に対し内部監査規程に基づく内部監査を実施しました。
コンプライアンス関連規程において、子会社の役職員も内部通報窓口を利用できる旨が定められており、適宜コンプライアンス相談ができる体制にあります。また、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況評価の基本計画に基づき、内部統制評価部門が評価を実施しました。

⑦ 当社の監査役が、その職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における補助使用人に関する事項および補助使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに監査役の補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現在、補助使用人は置いておりません。

⑧ 次に掲げる体制その他の当社の監査役への報告に関する体制

イ．当社の取締役および使用人が当社の監査役に報告するための体制

本年度中に取締役会および監査役会に報告すべき重大な法令、定款違反等はありませんでした。また、当社法務部門は、監査役に対し内部通報実績の概要を四半期毎に報告する他、必要に応じ随時報告する体制をとっております。

ロ．子会社の取締役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

現在、当社の常勤監査役が子会社の監査役を兼任し、当社の子会社統括部署は、監査役に対し子会社に関する報告を行っております。

当社は、内部通報制度を子会社も対象に含めて運用しており、子会社からの内部通報実績の概要についても、定期的に監査役に報告しております。

⑨ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

法令および社内関連規程に則り、表記のとおり運用しております。

⑩ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

法令および社内関連規程に則り、表記のとおり運用しております。

⑪ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役の助言等を内部統制の改善に役立たせる体制を確保しております。

また、監査役と内部監査部門は四半期毎に会合し、監査情報を共有し連携を図っております。

(7) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、現在特に定めておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数については表示単位未満を切り捨て、比率については四捨五入により表示しております。
なお、大株主の持株比率については、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表
(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	**56,143**
現金及び預金	13,738
売掛金	15,579
有価証券	3,500
商品及び製品	12,578
仕掛品	466
原材料及び貯蔵品	7,358
その他	2,922
固定資産	**34,601**
有形固定資産	**11,263**
建物及び構築物	4,192
機械装置及び運搬具	1,240
土地	4,249
その他	1,581
無形固定資産	**2,877**
販売権	2,110
その他	766
投資その他の資産	**20,461**
投資有価証券	15,654
繰延税金資産	2,696
その他	2,127
貸倒引当金	△17
資産合計	**90,745**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**23,968**
買掛金	4,060
電子記録債務	3,295
短期借入金	300
１年内返済予定の長期借入金	4,680
未払金	5,794
未払法人税等	2,896
賞与引当金	1,151
役員賞与引当金	74
その他	1,715
固定負債	**4,846**
長期借入金	4,505
その他	341
負債合計	**28,815**
純資産の部	
株主資本	**56,130**
資本金	**1,197**
資本剰余金	**1,848**
利益剰余金	**56,372**
自己株式	**△3,287**
その他の包括利益累計額	**5,799**
その他有価証券評価差額金	4,790
為替換算調整勘定	424
退職給付に係る調整累計額	584
純資産合計	**61,930**
負債・純資産合計	**90,745**

(注)　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書
(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

科　　目	金　　額	
売上高		**62,843**
売上原価		**32,178**
売上総利益		**30,664**
販売費及び一般管理費		**24,164**
営業利益		**6,500**
営業外収益		
受取利息及び配当金	335	
その他	79	414
営業外費用		
支払利息	40	
為替差損	51	
固定資産処分損	13	
休止固定資産費用	91	
その他	195	392
経常利益		**6,522**
特別利益		
投資有価証券売却益	3,340	3,340
税金等調整前当期純利益		**9,862**
法人税、住民税及び事業税	3,514	
法人税等調整額	△1,197	2,316
当期純利益		**7,545**
親会社株主に帰属する当期純利益		**7,545**

(注)　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書
(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					その他の包括利益累計額				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	1,197	1,847	49,619	△3,350	49,315	4,590	405	222	5,218	54,533
当期変動額										
剰余金の配当			△792		△792					△792
親会社株主に帰属する当期純利益			7,545		7,545					7,545
自己株式の取得				△0	△0					△0
自己株式の処分		0		62	62					62
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						200	18	362	581	581
当期変動額合計	－	0	6,752	62	6,815	200	18	362	581	7,396
当期末残高	1,197	1,848	56,372	△3,287	56,130	4,790	424	584	5,799	61,930

(注)　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸　借　対　照　表
(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科　　目	金　　額
資産の部	
流動資産	**2,568**
現金及び預金	2,181
その他	387
固定資産	**40,677**
無形固定資産	**0**
投資その他の資産	**40,676**
投資有価証券	299
関係会社株式	40,319
繰延税金資産	56
資　産　合　計	**43,245**

科　　目	金　　額
負債の部	
流動負債	**565**
短期借入金	300
未払金	87
未払法人税等	19
賞与引当金	112
その他	46
負　債　合　計	**565**
純資産の部	
株主資本	**42,680**
資本金	**1,197**
資本剰余金	**42,065**
資本準備金	844
その他資本剰余金	41,220
利益剰余金	**2,559**
その他利益剰余金	2,559
繰越利益剰余金	2,559
自己株式	**△3,143**
純　資　産　合　計	**42,680**
負債・純資産合計	**43,245**

(注)　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（2023年4月1日から2024年3月31日まで）

（単位：百万円）

科　　目	金　　額	
営業収益		**3,716**
営業費用		**1,216**
営業利益		**2,499**
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	1	
その他	5	6
営業外費用		
支払利息	3	
その他	35	38
経常利益		**2,467**
税引前当期純利益		**2,467**
法人税、住民税及び事業税	3	
法人税等調整額	△2	1
当期純利益		**2,466**

(注)　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書
(2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計
					繰越利益剰余金	
当期首残高	1,197	844	41,220	42,065	886	886
当期変動額						
剰余金の配当					△792	△792
当期純利益					2,466	2,466
自己株式の取得						
自己株式の処分			0	0		
当期変動額合計	—	—	0	0	1,673	1,673
当期末残高	1,197	844	41,220	42,065	2,559	2,559

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△3,205	40,944	40,944
当期変動額			
剰余金の配当		△792	△792
当期純利益		2,466	2,466
自己株式の取得	△0	△0	△0
自己株式の処分	62	62	62
当期変動額合計	62	1,735	1,735
当期末残高	△3,143	42,680	42,680

(注)　記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

あすか製薬ホールディングス株式会社
取締役会　御中

清陽監査法人
東京都港区
指定社員
業務執行社員　公認会計士　**中　市　俊　也**
指定社員
業務執行社員　公認会計士　**槇　田　憲一郎**

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、あすか製薬ホールディングス株式会社の2023年４月１日から2024年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、あすか製薬ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

あすか製薬ホールディングス株式会社
取締役会　御中

清陽監査法人
東京都港区
指定社員 業務執行社員　公認会計士　**中　市　俊　也**
指定社員 業務執行社員　公認会計士　**槇　田　憲一郎**

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、あすか製薬ホールディングス株式会社の2023年４月１日から2024年３月31日までの第3期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第3期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び清陽監査法人から、当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である清陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人である清陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月20日

あすか製薬ホールディングス株式会社　監査役会

常勤監査役　**熊　野　郁　雄**　㊞
常勤監査役　**福　井　雄一郎**　㊞
監査役(社外監査役)　**木　村　高　男**　㊞
監査役(社外監査役)　**福　地　啓　子**　㊞

以　上

メ　モ

メ　モ

第3回　定時株主総会会場ご案内図

開催日時　2024年6月25日（火曜日）午前10時

開催場所　東京都港区芝浦二丁目5番1号
あすか製薬ホールディングス株式会社　本社ビル　2階ホール
電話：03-5484-8845



交　　通　JR山手線・京浜東北線「田町駅」（芝浦口（東口））…徒歩約10分
都営地下鉄三田線・浅草線「三田駅」（A4出口）……徒歩約10分

※株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。